

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 特別の機関（第九条―第十七条）」を
「第二節 特別の機関（第九条―第十六条の三）
第三節 地方支分部局（第十六条の四）」

に、「第十八条・第十九条」を「第十七条・第十八条」に、「第二十条」を「第十九条」に改める。

第三条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 人事行政に関する事務

四 行政機関の機構、定員及び運営に関する事務

五 行政機関の業務の監察及び統計に関する事務

第四条の見出しを「（総理府の所掌事務及び権限）」に改め、同条中「所掌事務は、次のとおりとする」を「所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない」に改め、同条第十四号を同条第六十七号とし、同条第十三号の次に次の五十三号を加える。

- 十四 国家公務員に関する制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。
- 十五 各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うこと。
- 十六 一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政（人事院の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 十七 国家公務員の退職手当に関すること。
- 十八 特別職の国家公務員の給与制度に関すること。
- 十九 第十四号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関すること。（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 二十 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）の施行に関すること。
- 二十一 行政制度一般に関する基本的事項を企画すること。
- 二十二 行政機関の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。
- 二十三 行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。

二十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

二十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

二十六 各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。

二十七 前号の監察に関連して、第二十五号に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

二十八 各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行うこと。

二十九 行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の施行に関すること。

三十 統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。

三十一 統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。

- 三十二 統計報告の徴集について調整を行うこと。
- 三十三 統計機関の機構、定員及び運営に関し、地方公共団体の長又は教育委員会に対し、連絡及び勧奨を行うこと。
- 三十四 統計職員の養成の企画及び検定を行うこと。
- 三十五 国際統計事務の統括に関すること。
- 三十六 アジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定に基づき、アジア統計研修所において行われる研修の実施に関する協力を行うこと。
- 三十七 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査を実施すること。
- 三十八 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査を実施すること。
- 三十九 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表及び国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて実施した各種の統計調査の製表を行うこと。
- 四十 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の製表を行うこと。
- 四十一 政令で定める文教研修施設において統計に関する研修を行うこと。

- 四十二 統計技術の研究その他統計の改善発達に関すること。
- 四十三 統計に関する図書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。
- 四十四 統計知識の普及及び宣伝に関すること。
- 四十五 各行政機関の陸上交通の安全に関する施策及び事務の総合調整を行うこと。
- 四十六 各行政機関の交通の安全に関する事務の連絡に関すること。
- 四十七 交通の安全に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。
- 四十八 前三号に掲げるもののほか、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の施行に関すること。（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 四十九 各行政機関の老人に関する施策及び事務の総合調整を行うこと。
- 五十 各行政機関の老人に関する事務の連絡に関すること。
- 五十一 老人に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。

- 五十二 各行政機関の地域改善対策特定事業に関する施策及び事務の総合調整を行うこと。
- 五十三 各行政機関の地域改善対策特定事業に関する事務の連絡に関すること。
- 五十四 地域改善対策特定事業に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。
- 五十五 前三号に掲げるもののほか、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）の施行に関すること。（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 五十六 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関すること。
- 五十七 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行うこと。
- 五十八 前二号に掲げるもののほか、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。
- 五十九 北方領土問題その他北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

六十 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

六十一 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

六十二 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

六十三 第五十九号から前号までに掲げるもののほか、北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六十四 北方領土問題対策協会を監督すること。

六十五 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の施行に関すること。（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

六十六 所掌事務に関し、必要な資料の収集を行うこと。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

「港湾調整審議会

第八条第一項中「港湾調整審議会」を

公務員制度審議会」

に改め、同条第四項中「前二項」を「前三

項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 公務員制度審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、国家公務員及び地方公務員の労働関係の基本に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し内閣総理大臣に建議する。

第十六条の次に次の二条及び一節を加える。

(青少年対策本部)

第十六条の二 本府に、青少年対策本部を置く。

2 青少年対策本部は、第四条第五十六号から第五十八号までに掲げる事務をつかさどる。

3 青少年対策本部の長は、青少年対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

4 青少年対策本部長は、青少年対策本部の事務を統括する。

5 青少年対策本部に、青少年対策副本部長を置き、内閣官房長官をもつて充てる。

6 青少年対策副本部長は、青少年対策本部長の職務を助ける。

7 青少年対策本部に、次長その他の職員を置く。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、青少年対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(北方対策本部)

第十六条の三 本府に、北方対策本部を置く。

2 北方対策本部は、第四条第五十九号から第六十五号までに掲げる事務をつかさどる。

3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統括する。

5 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、内閣官房長官をもつて充てる。

7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8 北方対策本部に、所要の職員を置く。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十六条の四 本府に、地方支分部局として、管区行政監察局を置く。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本府に、地方支分部局として、沖縄行政監察事務所を置く。

3 管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所は、第四条第二十六号から第二十九号までに掲げる事務及びこれに関する同条第六十六号に掲げる事務を分掌する。

4 管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所は、前項の事務のほか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に関する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所管行政に関する相談に関する事務を分掌する。

5 内閣総理大臣は、前二項の事務のほか、管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所に、第四条第二十三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第六十六号に掲げる事務のうち同条第二十一号から第二十五号まで、第三十号から第三十六号まで、第四十二号及び第四十四号に掲げる事務（同条第四十二号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する

るものを分掌させることができる。

- 6 第四項の事務については、環境庁長官が管区行政監察局及び沖縄行政監察事務所の長を指揮監督する。
- 7 管区行政監察局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
- 8 沖縄行政監察事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 9 沖縄行政監察事務所の内部組織は、総理府令で定める。
- 10 政令で定める管区行政監察局に、その事務の一部を分掌させるため、行政監察支局を置く。
- 11 行政監察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 12 行政監察支局の内部組織は、総理府令で定める。
- 13 政令で定める管区行政監察局及び行政監察支局に、その事務の一部を分掌させるため、行政監察事務所を置く。
- 14 行政監察事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 15 行政監察事務所の内部組織は、総理府令で定める。

第十七条を削る。

第十八条中「総務庁」を削り、第三章中同条を第十七条とする。

第十九条の表中総務庁の項を削り、同条を第十八条とし、第四章中第二十条を第十九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(総務庁設置法の廃止)

2 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)は、廃止する。

(経過措置等)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、総務庁を廃止し、その所掌事務の一部を総理府の所掌事務とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。